

写

27東監発第47号

平成28年3月11日

東村山市長 渡部 尚 様
東村山市議会議長 肥沼 茂 男 様

東村山市監査委員 飯田 武 夫
同 赤木 盛 一
同 駒崎 高 行

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

指摘事項については、措置を講じたうえ再発防止のため、職員研修や定期的な打ち合わせ等において周知し、事務統一を行うよう願います。また、措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

財政援助団体	公益財団法人 東村山市勤労者福祉サービスセンター
担当所管課	市民部産業振興課
監査の範囲	平成26年度及び平成27年度（H26.4.1～H27.11.30）に執行された補助金に関する事務及び当該事務の執行

第3 監査の着眼点

「財政援助団体」

- (1) 補助金の交付申請及び申請時期は適切か
- (2) 補助金に係る会計経理は適正か
- (3) 補助金の使途は適正か
- (4) 補助金事業はその目的に沿って適正に行われているか
- (5) その他財務及び事務事業に関する必要事項

「担当所管課」

- (1) 補助決定は適正か
- (2) 補助額及び交付時期は適切か
- (3) 実績報告は確実に行われているか
- (4) 交付団体への指導監督は適切に行われているか

第4 監査の主な実施内容

監査対象の財政援助団体及び担当所管課から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面及び実査を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

期間：平成27年12月1日から平成28年3月1日まで

実施内容	実施場所	日 程
説明聴取	監 査 室	平成28年2月17日
講 評	監 査 室	平成28年3月 1日

第6 監査の結果

財政援助団体の概要及び監査の結果の個別的事項は次のとおりである。

1. 財政援助団体の名称

公益財団法人東村山市勤労者福祉サービスセンター

2. 設立及び目的

平成元年 10 月 14 日	東村山市勤労者互助会設立
平成 10 年 10 月 1 日	財団法人東村山市勤労者福祉サービスセンター設立
平成 25 年 4 月 1 日	公益財団法人東村山市勤労者福祉サービスセンターへ移行

東村山市内の中小企業に勤務する勤労者と事業主及び市内に居住し市外の中小企業に勤務する勤労者及びその家族並びに市民を対象に、総合的な勤労者福祉事業を行い、もって、中小企業の振興、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

3. 事業内容

- (1) 中小企業勤労者等の生活の安定及び財産形成に資する事業
- (2) 中小企業勤労者等の健康維持増進に資する事業
- (3) 中小企業勤労者等の自己啓発及び余暇活動に資する事業
- (4) 中小企業勤労者等の共済給付に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成する事業

4. 組織

会員数は、事業所数 6 4 2 所、会員数 2, 8 4 6 人 (H28. 2. 29 現在)

組織は、理事長 1 名、常務理事 1 名、理事 1 0 名、監事 2 名で組織する理事会と評議員 1 1 名で組織される評議員会のもと、事務局長以下 3 名の職員を置いている。

5. 会計

会計区分は、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計である。

6. 市との関係

市は、公益財団法人東村山市勤労者福祉サービスセンターに対する補助金に関する規則に基づき、補助金を交付している。

平成 2 6 年度 2 0, 7 5 1, 0 0 0 円

平成 2 7 年度 2 1, 2 1 8, 0 0 0 円

7. 市補助金の対象経費

公益財団法人東村山市勤労者福祉サービスセンターに対する補助金に関する規則第2条に規定する経費

- (1) 管理運営経費
- (2) 事業経費

8. 運営費

会員の会費、市の補助金、その他の収入をもって事業運営を行っている。

9. 指摘・要望事項

(1) 指摘事項

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

(2) 意見・要望事項

会員加入促進事業について

事業の根幹となる会員数については、中小企業の事業縮小や廃業等により、経年的に事業所会員数の減少が見受けられる。5年、10年後の中・長期的な将来展望を見据えて事業の見直しを行い、会員数の増加を目指して、中小企業の振興及び地域社会の発展に取り組まれたい。